

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年（2026年）3月18日

熊本県監査委員	小原雅之
同	竹中潮
同	松村秀逸
同	吉田孝平

1 実施方法

令和7年（2025年）11月26日から令和8年（2026年）1月30日までの間に実地監査及び書面監査を実施

2 監査対象機関 71機関

部 局 名	機 関 名
教育委員会	済々黌高等学校、熊本高等学校、第一高等学校、第二高等学校 熊本西高等学校、熊本北高等学校、東稜高等学校、湧心館高等学校 玉名高等学校、岱志高等学校、鹿本高等学校、菊池高等学校 大津高等学校、阿蘇中央高等学校、小国高等学校、高森高等学校 御船高等学校、甲佐高等学校、宇土高等学校、松橋高等学校 八代高等学校、八代清流高等学校、八代東高等学校、水俣高等学校 人吉高等学校、天草高等学校、牛深高等学校、上天草高等学校 熊本商業高等学校、球磨中央高等学校、鹿本商工高等学校 熊本工業高等学校、玉名工業高等学校、小川工業高等学校 八代工業高等学校、球磨工業高等学校、天草工業高等学校 熊本農業高等学校、北稜高等学校、鹿本農業高等学校 菊池農業高等学校、翔陽高等学校、矢部高等学校 八代農業高等学校、芦北高等学校、南稜高等学校 天草拓心高等学校、盲学校、熊本聾学校 熊本はばたき高等支援学校、ひのくに高等支援学校 鏡わかあゆ高等支援学校、熊本支援学校 熊本かがやきの森支援学校、松橋西支援学校、松橋支援学校 松橋東支援学校、荒尾支援学校、かもと稲田支援学校 大津支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校 芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校 玉名高等学校附属中学校、宇土中学校、八代中学校 ゆうあい中学校

3 監査対象年度 令和6年度（2024年度）

#### 4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理の再発防止も念頭に、収入・支出関係事務の適正処理状況を確認した。また、行政に関しては、組織の目標管理及び主な事務事業の効果等について実施した。

#### 5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

##### 参考

##### 監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

#### (1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	第二高等学校	(特殊勤務手当の過年度支出について) 教員特殊業務手当の支給について、次の課題がある。 (1)令和5年度(2023年度)の教員特殊業務手当(修学旅行等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和6年度(2024年度)に支出している。 (2)令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)の教員特殊業務手当(修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和7年度(2025年度)に支出している。  県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
教育委員会	鹿本高等学校	<p>(特殊勤務手当の過年度支出について)</p> <p>令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)の教員特殊業務手当(対外運動競技等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和7年度(2025年度)に支出している。</p> <p>県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
	菊池農業高等学校	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>

参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項 なし

参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項 なし

参考

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。